

令 和 6 年 度

喜多方市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

喜多方市監査委員

7 監 第 33 号  
令和 7 年 8 月 26 日

喜多方市長 遠 藤 忠 一 様

喜多方市監査委員 坂 内 俊 一

喜多方市監査委員 遠 藤 吉 正

令和 6 年度喜多方市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審  
査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎  
となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

# 令和6年度喜多方市健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の基準

喜多方市監査基準に準拠

## 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく審査

## 第3 審査の対象

1 健全化判断比率における各指標

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 第4 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の健全化判断比率等審査の着眼点に基づき審査を行った。

## 第5 審査の主な実施内容

市長から送付された一般会計等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、審査を実施した。

## 第6 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局執務室

日 程 令和7年7月7日から同年8月20日まで

## 第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

○ 健全化判断比率

区分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.73 %	20.00 %
連結実質赤字比率	—	—	17.73 %	30.00 %
実質公債費比率	6.9 %	6.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	76.1 %	65.3 %	350.0 %	

- ※ 各比率とも、早期健全化基準、財政再生基準以上にはなっていない。なお、早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定が必要になり、議会の議決も必要となる。また、財政再生基準以上になると、財政再生計画の策定が必要になり、議会の議決も必要となる。実質公債費比率については、この割合が 18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要となる。
- ※ 実質赤字比率とは、一般会計等の標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合であり、本年度は一般会計等が実質赤字になっていないため数値としては算定されない。
- ※ 連結実質赤字比率とは、財産区特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、本年度は実質赤字になっていないため数値としては算定されない。
- ※ 実質公債費比率とは、公債費及び公債費に準じた経費の比重を表す比率であり、本年度は 6.9%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。
- ※ 将来負担比率とは、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率であり、本年度は 76.1%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

# 令和 6 年度喜多方市資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の基準

喜多方市監査基準に準拠

## 第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

## 第 3 審査の対象

1 地方公営企業法適用企業に係るもの

(1) 令和 6 年度喜多方市水道事業会計

(2) 令和 6 年度喜多方市下水道事業会計

2 地方公営企業法非適用企業に係るもの

(1) 令和 6 年度喜多方市工業団地造成事業特別会計

## 第 4 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の健全化判断比率等審査の着眼点に基づき審査を行った。

## 第 5 審査の主な実施内容

市長から送付された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、審査を実施した。

## 第 6 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局執務室

日 程 令和 7 年 7 月 7 日から同年 8 月 20 日まで

## 第 7 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

○ 資金不足比率

会計名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
喜多方市水道事業会計	—	—	20.0 %
喜多方市下水道事業会計	—	—	
喜多方市工業団地造成事業特別会計	—	—	

※ 資金不足比率については、公営企業会計ごとの資金の不足額（一般会計等の実質赤字に相当する額）が、事業の規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額）に対する比率を示すものである。本年度において、資金不足を生じた企業会計はないため、資金不足比率は数値としては算定されない。

※ 経営健全化基準は、早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準値であり、この基準以上の場合は、公営企業会計ごとに経営健全化計画の策定が必要になり、議会の議決も必要となる。